

砺波市農業委員会 6月総会議事録

開催日時 令和5年6月6日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 20名

1番	老 健	13番	黒田 英嗣
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
4番	舘 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 渉
6番	源通 一郎	23番	原野 敬司
7番	松原 光雄	25番	石田 智久
8番	飯田 輝一	26番	飛田 明雄
9番	堀田 敬三	27番	野原 外茂雄
10番	齋藤 徹	28番	吉田 孝夫
12番	片山 雅喜	29番	西原 登

欠席した委員 9名

3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
11番	吉田 一馬	21番	山本 憲政
14番	川邊 孝之	22番	宮崎 雄介
15番	土田 英雄	24番	前野 久
17番	樋掛 雅彦		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生
農地調整専門員 林 憲正

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項 1 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可の取消し願いの報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。田植えが終わり、大麦の刈り取りや大豆の播種作業の準備等でお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。先日の台風の影響による大雨をはじめ、近年は気候の変動が大きいところですが、稲が順調に育ち秋のよい実りを迎えられることを願うところです。
農業委員の3年の任期が7月の総会で満了となります。コロナに始まりコロナに終わったような3年間でなかなか研修や視察等の活動ができませんでした。徐々に世の中はコロナ前へと戻していく傾向となっておりますので、農業委員としても同様に活発に活動していけたらと思います。
本日も慎重にご審議をお願いします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中20名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので平木会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号25番 石田 智久委員・議席番号26番 飛田 明雄委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、8件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、県外に居住する譲渡人が市内に居住する親族に譲り渡すこととなったものです。譲受人は農地所有適格法人の常時従事者であり、所属する法人で引き続き申請地を耕作します。

番号2から8は農地所有適格法人が申請地一帯を購入し、まとまった農地として利用するものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第11号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　番号2から8について補足します。当該地はJAとなみ野農機センターのスーパー農道挟んで向かい側の農地です。現在は水田として利用していますが、将来的には園芸作物の作付けを計画しています。まとまった大きな面積の農地の取得ですが、建物を建てるなどの転用の計画はなく、農地として適切に使用します。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第11号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第12号農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから6ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲宅地を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第12号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　申請地は市街地のドラッグストアのすぐ横にあり、周辺は住居が密集した場所となっています。今後も住宅の需要があるということで宅地の分譲を予定しています。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第12号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第13号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し、意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 　議案書の4ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の7ページから11ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和5年7月から令和7年3月までとし、深さは10m、採取量は約68,981m³の計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第13号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(なし)

議長 　ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第13号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の5ページをお願いします。
令和5年4月に受け付けた農振除外の願出は2件となっております。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、現在機械等の解体業を営んでいます。新たに自動車解体を行うこととしており、隣接する願出地において、解体前の自動車を保管するため、駐車場を整備する計画です。

(除外案件番号2朗読)

別添の農振除外願位置図の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

譲受人は糶・みそ製造及び販売業を営んでおり、願出地は工場及び店舗等に隣接しています。製造品の売り上げが上がっていることから、隣接す

る願出地において新たに店舗を建設する計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　1番について、譲受人は機械等の解体整備業を営んでいます。自動車部品が高く売れることから今回新たに解体する車両の駐車場所として敷地の拡大を検討したところ、隣地の変形田を買い取るということで話がまとまったものです。ご承認よろしくお願います。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・報告第3号について事務局より説明願います。

事 務 局 　　（報告第1号・報告第2号・報告第3号説明）

議 長 　　ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 　　（なし）

議 長 　　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

（閉会14：25）